

需要想定要領の変更案に関するご意見とご回答

項番	頁	意見・質問等	本機関回答
1	全般	<p>今回の想定の手法がEIベースのため、再エネ大量導入を想定した手法になっておらず、特に家庭用需要については自家消費の再エネ発電分は考慮されていないと考えます。 今後の課題かもしれませんが、どのようにお考えでしょうか？</p>	<p>変更案p15の最下行に「自家発自家消費電力などを考慮して想定してもよい。」とあり、自家消費の再エネ発電分は考慮する想定手法となっておりますので、原案通りとさせていただきますと存じます。なお、従来から旧EI(日本電力調査委員会)でも、10kW未満の家庭用PVのトレンドを超過する導入が見込まれた場合、その自家消費影響分を原単位(kWh/口数)に反映するなど考慮した想定をしております。</p>
2	p5 I 総則 4. 定義 (4)送電端電力量	<p>ここでは送電端電力量は送配電損失量の加算で定義しておりますが、p11やp18では送配電損失率の乗算で表現しております。どちらか(後者か?)に統一してはどうでしょうか？</p>	<p>p5の送電端電力量については、言葉の定義を示しており、送配電損失率ではなく送配電損失量で表現した方が平易で、理解し易いものと考えております。一方、p11は送電端気温変動量を使用端気温変動量へ変換する計算方法を示したものであり、p18は、送電端電力量の想定時の算定方法を示したものであるため送配電損失率で表現しております。以上により、原案通りとさせていただきますと存じます。</p>
3	P6 I 総則 4. 定義 (6)最大3日平均電力	<p>説明で用いられている「最大需要電力」の定義自体が必要ではないでしょうか？ 茶本よれば、「毎時間における電力量の最大値」などとなるとは考えますが、今後、30分計画値同時同量との関連で、どの一時間とするのか？(例えば、「毎時ゼロ分からの一時間」などの記載があるのではないのでしょうか?) また、同様に30分同時同量との関係から、30分にする必要はないのでしょうか？</p>	<p>当要領では、データ収集方法については定めておりませんが、従来から、毎時間における電力量は、毎時ゼロ分からの一時間で収集しており、改めて定義しなくても良いと考えます。 需要想定業務は、業務規程第17条および送配電等業務指針第6条が示すとおり、供給計画における需要想定を適切に実施するためのものです。したがって、供給計画で提出を求められている最大需要電力の考え方と合わせて1時間値としておりますので、原案通りとさせていただきますと存じます。</p>
4	P8 II 需要想定の基本事項 5. 需要区分 (2)業務用、産業用 その他	<p>注書きの記載がありますが、他の箇所については、“※”に統一されておりますが、変更漏れではないでしょうか？</p>	<p>参照語句がある場合は※を使用し、参照語句がない場合や全体に対する注釈については(注)を使用することで使い分けをしているため、原案通りとさせていただきますと存じます。</p>
5	p15 IV 供給区域の需要想定 2. 想定方法 (1)第1年度及び第2年度並びに第10年度の想定	<p>変更案では口数を「×1/12」しておりますが、これは今後は月ごとに契約数を想定し、積み上げることを要求しているのでしょうか？ そうであれば、第1年度は理解できますが、第2年度や第10年度についても月ごとに実施する妥当性はどこにあるのでしょうか？ また、“年間延契約口数”という言葉自体の説明が必要ではないでしょうか？</p>	<p>変更案は、月ごとに契約数を想定し、積み上げることを要求しているものではありません。従来、短期想定と長期想定の実現方法が異なっていました。今回、短期想定と長期想定の実現方法を合わせる際に、長期想定の実現方法(毎月の契約口数の増減を考慮するために、年間延契約口数を均した平均的な契約口数にすること)に合わせて「×1/12」としたものです。「年間延契約口数」とは、年間契約口数を12か月分合計したものです。ご指摘の通り注記を追加いたします。</p>